

# 認可保育所における看護職の配置状況及び保健業務に関する調査

－福岡市での保健業務の遂行状況と必要性の認識－

中村宏子 向坂幸雄

## Survey on nursing staff assignments and health services in certified day-care centers

－ the implementation status and the recognition of the necessity of health services in Fukuoka, Japan－

Hiroko Nakamura

Yukio Sakisaka

### I. はじめに

我が国での、保育所における看護師の配置は、保育所設置に関わる児童福祉法に看護師等配置の基準がなく、法的根拠がない状況であり、保育所の裁量に任されている状況である。

1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、「仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくり」としてさまざまな育児支援対策がとられた<sup>1)</sup>。医療的配慮が特に求められる乳児保育の分野では1995年に低年齢児保育促進事業が開始され<sup>2)</sup>、1998年には乳児保育の一般化が行われ、すべての保育所で乳児保育が実施されるようになった<sup>3)</sup>。しかし、その際の『保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について』の通知の中の、「保健婦または看護婦を、1人に限って、保母とみなすことができる」<sup>4)</sup>との表現のように、保育所における看護職の専門性を発揮する根拠がなくなり、看護職配置に関してむしろ後退してきている。乳児保育の一般化以降、現在に至るまで全国的にみても保育所における看護師の配置は進んでいない<sup>5)</sup>。

近年は待機児童問題解消のために、保育所の増設が進んでいるが、同時に、延長保育、病児保育、家庭的保育事業など多種多様な保育形態のサービスも増えてきている。さらに、2008（平成20）年には保育所保育指針が改定され、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」が掲げられた<sup>6)</sup>。その中には「子どもの健康及び安全の確保」として、保育所が子どもにとって健康で安全に生活できる場となるように、国は看護師等の専門的職員の確保に努めることを宣言している。しかしながら、保育所における看護職の配置は大きく増えてはならず、埼玉県での認可保育所を対象とした1998年の調査では保健婦もしくは看護婦の配置があった保育所は22.4%であり<sup>7)</sup>、福島県内の認可保育所を対象とした2006年の調査では、保健師、助産師、看護師、准看護師の配

置保育所は20.4%<sup>8)</sup>、日本保育協会が実施した全国規模の抽出調査でも看護職の配置がある認可保育所は、29.7%であり、2割台にとどまっている<sup>9)</sup>。全国保育協議会が2007年に全会員保育所を対象に職員の配置数を調査しているが、保健師看護師は1か所平均0.2人であり、人数ベースでも同様の傾向を示している<sup>9)</sup>。

保育所における看護職の役割について村上らは、看護職配置によって、年間保健計画を立てたり、感染症対策や保健教育活動・健康相談などが実施されており、より細やかな個別の園児に対応した専門的な看護援助の役割が期待されていることを示した<sup>10)</sup>。

齋藤らは保護者側の保育所保健業務に関する意識調査で、子どもの病気時の対応、病児保育・与薬・医療職の配置が望まれていることを示した<sup>11)</sup>。また、看護職が配置されている保育所では、保護者の満足度が高いという結果も示しており、看護職の配置が望まれていることは、保育所側も、保護者も共通認識をもっているといえる。

湯目は保育所看護職を調査対象とした保育園における看護活動の実態と役割意識調査を行い、保育所での看護職配置の義務付けがないこと、看護業務の確立よりも保育士業務を優先せざるを得ないことから、看護の専門性を発揮できないジレンマがあることなどを明らかにした<sup>12)</sup>。そのほかにも、保育所における保育士と看護職の業務連携に関する研究や<sup>13)</sup>、保健業務マニュアル作成案などの取り組みが見られ<sup>14)</sup>、保育所における看護職の職務状況や業務内容、看護職を配置することによる有効性などが検討されてきた。

保育所の看護職配置が進まない理由や、看護職の未配置保育所での保健業務の実態がどのような状態に関する先行研究は少ない。長尾らは、長野県で看護職未配置保育所での保健業務の遂行状況と必要性の認識調査を行っており、長野県の多くの保育所では、看護職の配置はされていないが、看護職が必要であると答えた保育所

は約7割であり、看護職の配置が進まない理由は、「財政的余裕がない」、「保育士確保を優先」のほか、看護職配置の必要性の認識状況によって異なっていることがあげられている<sup>15)</sup>。

学校教育法では、養護教員の配置が義務付けられており、小・中・高等学校には必ず配置され、場合によっては複数人がいる学校もある。一方で、保育所は抵抗力の弱い低年齢児による集団生活であり、アレルギー、ぜんそくなどのより専門性の知識・技術が求められる疾患をもつ子どもが増えてきていること、さらに保護者の育児支援が年々求められている状況を踏まえると、幼稚園・保育所に配置義務がないことは不合理であるといえる。

本学の立地する福岡市においても、2013年4月1日時点で、187園ある認可保育所の多くが未配置であり、行政でも確実な情報は把握されていなかった。そこで、看護職が不在のなかで、保育所での保健業務はどのように実施されているのか、看護職の不在について保育現場の認識はどのようなものか実態調査をすることは、今後の保育現場での保健業務のありかたへの一助となり得る。そこで、本研究では、福岡市における認可保育所での看護職の配置状況を把握し、看護職未配置保育所での保健業務の実施状況と看護職配置に対する認識に関して調査を行った。

## II. 方法

### 1. 調査対象

福岡市内の認可保育所の187園の所長および主任保育士とした。

### 2. 調査期間

調査期間は2013年5月1日から5月17日までとし、2013年4月1日現在の状況での回答を求めた。年度初めの状況を調査対象としているが、実施にあたっては、新年度が始まり、新入児童の対応に追われる多忙時期を避けるために、時期を5月初旬～中旬に選定し現場への負担を軽減する配慮を行った。

### 3. 調査方法

福岡市内の認可保育所187か所の所長、及び主任保育士に対し、全対象者に1通ずつ計374通の質問用紙を郵送した。調査目的を文書にて説明し、匿名性の確保と得られたデータは研究目的（学会等で公表する等を含む）以外で使用しないことを明記した。同意が得られた場合、回答を無記名で依頼し、回収は一人ずつ、返信用封筒で返送してもらった。なお、本研究の実施にあたっては中村学園大学研究倫理委員会の審査を受け、内容的に

は倫理に触れることはなく、問題に問われなかった。

## 4. 調査内容について

質問項目については、長尾らが実施した内容を参考に、以下の内容について問い、質問13は、自由記載とし、自由な意見を求めた。

### 1) 保育所の属性について

保育所の属性については、施設長のみ回答を求めた。保育所の規模として、職員数（質問1）や在籍児童数（質問2）、延長保育や病児保育などの特別保育事業の実施の有無（質問3）、看護職配置の有無（質問4）について尋ねた。

### 2) 保健業務についての実態および看護職配置に関する意識調査

保健業務をどの職員が行っているのか（質問5-(1)）、看護職を配置していない理由について（質問5-(2)、複数回答可）保育所の看護職の配置の必要性について（質問6-(1)、5項目からの選択）、看護職を必要とする理由について（質問6-(2)、26項目からの選択）、看護職者を不要とする理由（質問6-(3)、8項目からの選択）、看護職が重点的に担うべきと思われる業務について（質問6-(4)は9項目からの選択）、それぞれ回答を求めた。

### 3) 保健計画や保健室の設置、地域の他の職種との連携の有無、研修会の有無

保健計画の立案の有無やその立案者について（質問7）、保健室の設置状況について（質問8）、地域の他の職種との連携状況（質問9）、保健に関する研修会の有無や研修会の企画者について（質問10）、回答を求めた。

### 4) 回答者の属性

回答者の年代・性別・保有資格について尋ねた（質問11-(1)、(2)、(3)）。

養成校との連携についての考えについて尋ねた（質問12）。

### 5) 自由記載

保育所看護職配置に関しての自由意見記載欄を設定した（質問13）。

## 5. 解析

データの解析にはSPSS12.0 for Windowsを使用した。

## III. 結果

回答率は、回収された128の回答のうち（回収率34.2%）無効回答（一切の記載がなかった）1件をのぞ

く127を有効回答（有効回答率34.0%）とした。

### 1. 保育所の属性

#### 1) 園の概要（図1）

保育所の規模を示す在籍園児数は、最も少ない保育所が33名、最も多い保育所が292名で平均値は、143.9人であり、図1にヒストグラムをしめした。職員の平均配置人数は、32人であった。

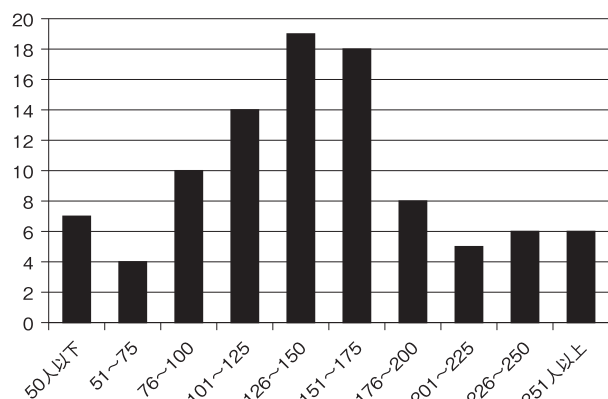


図1. 対象保育所の在籍園児数のヒストグラム

#### 2) 看護職配置状況

127件中2013年4月1日現在の看護職を配置していた園は、6件（4.7%）であり、正規職員として配置されていたのは、6件中3件であった。過去に配置しており、現在は配置なしという保育所が5件あった。配置期間は、2年、7年、10年、11年、16年、30年目という状況であった。保育所長が准看護師の資格を持っているところも1件あった。看護職配置保育所で、病児保育が実

施されているところはなかった。看護職を配置している保育所の規模は、児童数が139人から221人と、福岡市においては中規模の園に配置されていた。また、看護職を配置している場合に、乳児保育と兼務しているかや、専任として配置しているかについては、今回調査把握していない。

特別保育事業の実施状況を表1に示す。多い順に、延長保育、乳児保育、障害児保育、地域子育て支援事業と並ぶ。一時保育、学童保育、休日保育、夜間保育、病後児保育を実施する保育所は少数派である（N=127）。

看護職が配置されている保育所での専用の保健室の有無については、すべて事務室内に病児用のベッドがあり、専用の保健室はなかった。

### 2. 保健業務についての実態および看護職配置に関する意識調査

1) 看護職の配置がない保育所に対し保健業務を誰が実施しているかの回答が得られた（表2）。回答があった97件の中で、複数回答で得られたものを集計した。

保健業務全般において保育所長、主任保育士、クラス担任を中心に行われていることがわかった。

#### 2) 看護職配置の必要性についての認識

回答結果を図2に示す。看護職の配置の必要性について、「非常にそう思う」、「そう思う」を併せると40.5%が必要性を感じていた。どちらとも言えないが26.2%、「あまり思わない」と回答された割合が9.5%であり、「全く思わない」という回答はなかったが無回答が30件あった。

表1. 特別保育事業の概況

事業名	延長保育	一時保育	乳児保育	地域子育て支援	夜間保育	休日保育	障害児保育	病後児保育	学童保育
件数	97	19	81	61	1	3	85	1	5
(%)	(76.4)	(15.0)	(63.8)	(48.0)	(0.8)	(2.4)	(66.9)	(0.8)	(3.9)

\*複数回答を許している。N=127。下段（ ）内は回答総数に占める百分率。

表2. 保育所内保健業務実施者の状況

保健業務内容	保健業務の実施者					
	保育所長	主任保育士	担任	担任以外の保育士	事務	保健または医療機関
疾病異常・障害発生時の救急処置	78 (80.4)	87 (89.7)	72 (74.2)	27 (27.8)	16 (16.5)	26 (26.8)
園児に対する保健指導	39 (40.2)	70 (72.2)	87 (89.7)	10 (10.3)	3 (3.1)	12 (12.4)
家庭に対する保健指導・相談	56 (57.1)	78 (79.6)	79 (80.6)	7 (7.1)	2 (2.0)	8 (8.2)
施設的环境衛生管理	64 (66.7)	87 (90.6)	56 (58.3)	24 (25.0)	8 (8.3)	2 (2.1)
保健・医療機関との連絡調整	82 (86.3)	69 (72.6)	9 (9.5)	2 (2.1)	4 (4.2)	2 (2.1)
保育士に対する保健学的助言	76 (80.0)	79 (83.2)	6 (6.3)	0 (0.0)	1 (1.1)	8 (8.4)

\*各業務内容の実施者は複数回答を許している。回答者総数（N=97）に対する百分率を下段の（ ）内に示す。

次に、看護職を配置していない保育所で、看護職を配置していない理由10項目について、それぞれの項目を理由として挙げることへの同意度を「非常にそう思う」（5点）から「全く思わない」（1点）の5件法で求め、必要性の認識度によって違いがあるかを平均スコアの高い

ものから順に上から並べ比較した（図3）。看護職が配置されていない理由として、「看護職を雇用するだけの財政的余裕がない」が突出して同意されており、「非常にそう思う」、「ややそう思う」を合わせると、70.3%が、同意していた。

続いて、「保育士確保の方が優先である」、「児童福祉施設最低基準に定められていない」、「保健師、嘱託医等で対処できている」が理由として挙げられた。「保育士で対応が可能である」に関しては中立的な回答が最も多かった。

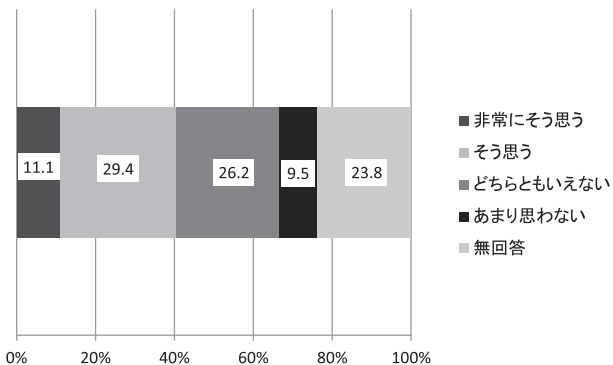


図2. 看護職配置の必要性に対する認識 (N=126) 「全く思わない」の回答は0件

### 3. 保健計画や保健室の設置、地域の他の職種との連携の有無、研修会の有無

#### 1) 保健計画について

保健計画は立てているか、立てる場合に誰が立てているかについての質問については、立てられているところ

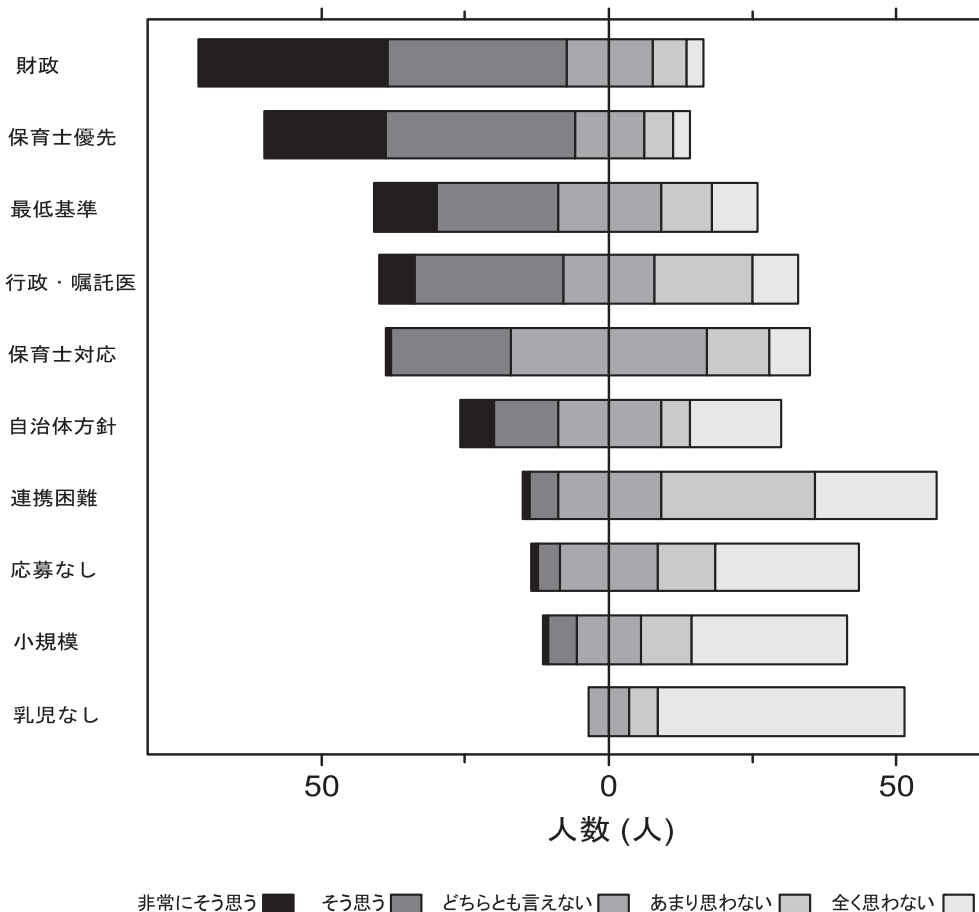


図3. 看護職を配置していない理由10項目に対する同意度の分布。横軸は人数の実数。左側に長い程、当該科目に対する同意度が高く、右側に長い程同意度が低いことを示す。縦の10項目は同意度の強さを等間隔で点数化した平均値の大きい順に上から並べている。各項目の実際の提示内容と有効回答総数はそれぞれ次の通り；財政：看護職を雇用するだけの財政的余裕がない (N=88)，保育士優先：現状では、保育士確保を優先すべきである (N=74)，最低基準：児童福祉施設最低基準に定められていない (N=67)，行政・嘱託医：行政の保健師、嘱託医等で対処できている (N=73)，保育士対応：保育士で対応可能である (N=74)，自治体方針：自治体の方針 (N=56)，連携困難：看護職と保育士との連携は困難である (N=72)，応募なし：退職した、もしくは求人しても応募がない (N=57)，小規模：小規模施設である (N=53)，乳児なし：乳児保育をしていない (N=55)。

は、127件中、89件（70.1%）であり、立てていないところが3件、（2.4%）無回答が35件（27.5%）件あった（図4）。立てているところの内訳は、保育所長が立てているところが、89件中27件、主任保育士が立てているところが62件であった。その他の職員が立てているところは5件あった。

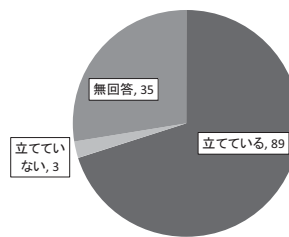


図4. 保健計画の立案の有無 (N=127)

2) 保健室の設置について

専用の保健室を設置しているところが、127件中わずか4件（4.0%）であり、事務室内に設置しているところが87件（87.9%）で、保健室がないと回答された保育所も8件（8.1%）あった（図5）。

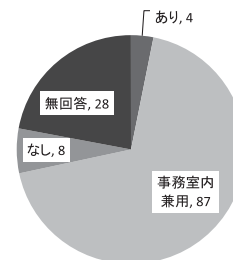


図5. 保健室の設置状況 (N=127)

3) 地域の他の職種との連携の有無について

地域の他の職種との連携の有無について尋ねた回答を（表3）に示す。医師との連携は園医との連携が比較的とれていると考えられる。保健師との連携は、「頻繁にある」「時々ある」を含めて66件であった。療育センターとの連携では、「頻繁にある」が13件、「時々ある」が74件と、発達障害に関する相談などの存在がうかがえる。児童相談所との連携では、「時々ある」が51件であった。他の保育所との連携は、「頻繁にある」が7件、「時々ある」が63件であった。「全くない」が、25件であった。

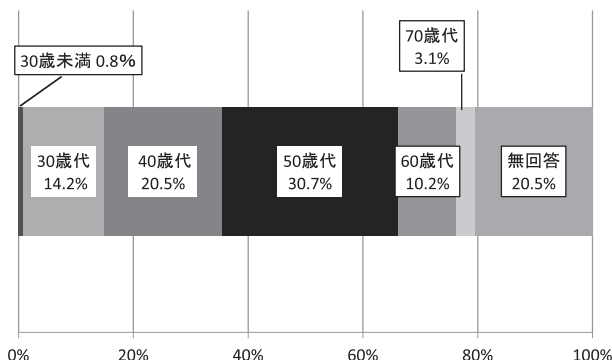


図6. 回答者の年齢構成

4) 保育園児の心と身体の健康を守るための研修会の計画または実施の有無について

表4のとおり、職員間での研修を計画または実施しているところが一番多かったが、それでも3割強ほどで

表3. 他職種との連携

	頻繁にある	時々ある	全くない	無回答
医師（園医を含む）	24 (18.9)	75 (59.1)	0 (0.0)	28 (22.0)
保健師	2 (1.6)	64 (50.4)	27 (21.3)	34 (26.8)
療育センター	13 (10.2)	74 (58.3)	10 (7.9)	30 (23.6)
児童相談所	0 (0.0)	51 (40.2)	33 (26.0)	43 (25.2)
他の保育所	7 (5.5)	63 (49.6)	25 (19.7)	32 (25.2)
その他	4 (3.1)	8 (6.3)	16 (12.6)	99 (78.0)

\*回答者総数 (N=127) に対する百分率を下段の ( ) 内に示す。

表4. 保健に関する研修会

	あり	なし	今後検討	無回答
保護者向けの研修会の実施または計画	34 (26.8)	39 (30.7)	24 (18.9)	30 (23.6)
職員向けの研修会の開催に実施または計画	44 (34.6)	27 (21.3)	24 (18.9)	32 (25.2)
保護者・職員合同研修会の開催の実施または計画	20 (15.7)	50 (39.4)	24 (18.9)	33 (26.0)

\*回答者総数 (N=127) に対する百分率を下段に示す。

表5. 自由記載意見

分類	具体的記載内容
看護職配置を肯定的にとらえた意見 (19件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー、障害児保育、病後児対応など、ますます専門的知識が必要と考えられる</li> <li>・保護者・保育士も安心が得られる、心強い</li> <li>・発熱時など保護者のお迎えまでの時間の対応に必要</li> <li>・保健指導を的確に行えることを期待している</li> <li>・看護職がいることによって保育に専念できる</li> <li>・乳児保育のニーズが増してきており、必要</li> <li>・体調不良の園児に対して、安楽に配慮できると思う</li> <li>・園児の安全・安心のために必要</li> </ul>
看護職配置に否定的な意見 (5件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団保育の場に、病児ケアはなじまないで、看護職は不要と考える</li> <li>・看護職の能力に不安を感じる</li> <li>・医療機関と連携がとれているので、必要性を感じない</li> <li>・従来から、保育士が保健面も対応し、問題なかった</li> </ul>
保育所看護師業務の明確化や整備体制に対する意見 (6件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の配置基準など、法的な根拠が必要</li> <li>・保育園の保健業務内容を明確にすべき</li> </ul>
財政面の問題とする意見 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性はあると思うが、財政的な裏付けが必要</li> <li>・待遇面で看護職の応募者がいない</li> </ul>
現状問題やその他の意見 (2件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職というよりも医療機関との連携がとりづらい</li> <li>・保育業務だけでも業務過剰となっており、保健業務まで取り組む余裕がない。看護職の前に保育士の確保が優先課題である</li> </ul>

あった。保護者に対する研修を計画または実施しているところは、2割強という状況であった。

#### 4. 回答者の属性

回答者の属性の年代別分布については、図6のとおりである。50歳代が一番多かった。男女別では、男性10人、女性89人、無回答が28人であった。

#### 5. 自由記載

自由記載を「看護師配置を肯定的にとらえた意見」「看護師配置に否定的な意見」「保育所看護師業務の明確化や整備体制に対する意見」「財政面の問題とする意見」「現状問題やその他の意見」の5つのカテゴリーに分類してまとめた(表5)。

### IV. 考察

本研究では、福岡市の認可保育所における看護職配置について、その実態と認識について調査し、その一部を明らかにした。

#### 1. 福岡市の認可保育所において、看護職設置率が低い理由

回答が得られた127園中、看護職を配置していた園は、わずかに6園(4.7%)であった。また、正規職員として配置されていたのは、6園中3園であった。最も現状を反映していると思われる保育所看護職配置率の全国平均は、29.7%であり<sup>9)</sup>、長尾らの先行研究にある長野県では、9.4%との結果が得られているが<sup>15)</sup>、福岡市にお

いては、さらに低い配置状況であることがわかった。配置されている看護職の業務遂行状況については、専任で保健業務に就いているのか、乳児保育業務と兼任なのか、今回の調査では詳細は把握していない。

看護職配置率の低い理由として、「看護職を雇用するだけの財政的余裕がない」が最も高かった。これは「児童福祉施設最低基準に定められていない」にも関連しており、やはり法的根拠・財政的裏付けがなければ、優先順位が下がるのは、当然の結果であると考えられる。

自由記載のなかには、独自に看護師を雇用しようとしたが、待遇面の問題で、看護職の応募者がなかったという意見があった。次いで、「保育士確保のほうが、優先である」、「保健師、嘱託医等で対処できている」があげられた。福岡市では、待機児童問題の解決が議会でも取り上げられているように最優先課題であり、質的向上の一つである保健業務は先送りの状況であると考えられる。それを裏付ける結果として、看護職配置の必要性についての問いに対し、「必要性あり」と答えた数が全体の40.5%、「必要性なし」が9.5%であった。これは、長尾らの長野県の看護職のいない保育所を対象とした調査の「必要性あり」72.9%、「必要性なし」7.7%と比較すると<sup>15)</sup>、必要性ありの回答がやや上回るものの、必要性を求める認識はそれほど高くはないと考えられる。また、一方で園医等の小児科医との連携については、長野県では11.5%、福岡市では26.8%と高くなっている。政令指定都市故の医療機関へのアクセスの良さや、看護職が配置されていないことが逆に、専門的な指示を仰いだり、疾病や障害が発生した場合に即医療機関の受診へ結びつきやすい状況であることがうかがえる。反対に、今の状

況で満足と考えている状況もうかがえた。

自由記載では、保育所での保健業務の体系化がされておらず、保育所看護師を低年齢児の保育士の補助的な処遇で考えているところもあった。このように、福岡市においては、看護職を配置したところが非常に少なく、保健業務については、看護職の配置を必要とは考えるが、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定められておらず、財政的余裕もないために配置が困難と考えられていることが明確になった。さらには、看護職配置が低年齢児における保育士として数に入れるという過去に示された基準で、看護職を保育士の補助として考えられている意見も見受けられた。この状況下では、看護職が配置されていたとしても、効果的な保健業務の確立には、程遠い観が否めない。政府は基本的姿勢として、保育所保育指針の中で、看護職の配置を、努力義務として示しているが、保育所看護師を、専門職として効果的な保健業務を遂行できるよう、業務内容の明確化、基準化、財政面での裏付けを示す必要がある。効果的な保健業務を遂行することが、子どもの健全な発育・発達に大きく寄与することが証明されれば、保護者からも看護職配置を要望されるであろうし、何よりも子どもにとって幸いなことであろう。

## 2. 看護職未配置保育所における保育所保健業務遂行状況について

保健業務は、主任保育士、保育所長、クラス担任を中心に取り組まれていることがわかった。疾病異常、障害発生時の救急処置については、主任保育士を中心に保育士で対応し、さらに医療機関との連携も高い割合であった。これは福岡市には医療機関が充実しており、より身近に受診しやすい状況にあることや相談体制が整っていることが考えられる。

環境衛生管理では、主任保育士・クラス担任・事務職が担当していた。本来看護職がいれば、専門的に実施されるべき内容であるが、主任保育士の役割として、園全体の保健面での責任を担っていることがうかがわれた。

また、考えられることとして、開所時から看護職が配置されておらず、必然的に保育者が携わらざるを得ないのが当たり前の状況であったと思われる。福岡市の調査結果では、保育所長をはじめとして、特に主任が保健業務全般を担っていることが明らかになった。自由記載にみられるように、「保育業務だけでも業務過剰となっている。保健業務まで余裕がない。」という意見があり、特別保育業務が増加していく中で、主任保育士の業務も複雑多様化し、責任も増大し精神的・身体的負担も増している。先行研究において、看護職が配置されている保育所は配置されていない保育所に比べ、疾患罹患や予防

接種状況の把握や記録、年間保健計画の作成、保健だより、保健相談などの保健活動が有意に高い実施率であること、看護職には園児の個性に対応した専門的な看護援助が期待されていることが報告されている<sup>10)</sup>。

3歳未満児の保育所保育希望者は、今後も増加すると考えられる中、より一層の、感染予防対策やアレルギー対策が必要であるが、専門的な知識・技術を要するところである。何よりも、看護職を配置したことによって、保護者の安心感が増すとした意見があった。

専門職を配置して初めて、その必要性に保育士が気付くことも大いに考えられるが、福岡市においては、あまりにも看護職の未配置園が多く、身近に看護職がいないことから、さらに必要性を実感しにくいと考えられる。

## 3. 看護職を必要とする理由について

保健環境の整備・確立および心理的サポートに関する看護職の必要理由としては、「保護者への安心感の提供」「医療機関とのスムーズな連携」「園児の積極的な健康づくり」「物品消毒などの環境衛生管理」「感染予防対策」が高かった。日々の保育と保健的な視点をもった関わりで分類される理由としては、「低年齢児の保育実施のため」「乳児保育」が高い値であった。これらは過去の乳児保育が特別保育事業であったころの業務イメージのなごりと思われる。

病状・ケガや疾病の判断・および処置のカテゴリーの中では、「体調不良時の観察・ケア」や「疾病の判断」「けがの応急処置」等が高かった。また、専門的な医療活動のカテゴリーのなかでは「慢性疾患児の定期与薬」と「日常の医療処置が必要な乳幼児への対応」が高かった。これらは、今後の保育所の多様なニーズからみても、予測される結果である。

看護職の配置を不要とした回答は、本研究では見られなかったが、今までも対応してきた実績があることや、児童数が少人数の場合には、特に看護職の配置について全く雇用できる体制にはないことも考えられる。また、自由記載の中には、「現実的に看護職の配置は、不可能であり、園医との連携が十分にできているので、独自の配置は考えていない。」「看護職は医師とは違うので、どこまで自己判断が可能なのか、期待できるのか疑問がある。」「看護師は保育士の仕事ができないと思うので、配属クラスが限られ職員数に影響が出ると思ってくると思う。」等があり、看護職を保育補助として捉えている保育士の認識では、看護職もやりがいを持ちにくいと思われる。保育所保育指針に示されるように、保育士と看護職の連携によって、園児の健康を守り、保護者や地域支援という目的達成が達成できるように、お互いの職務に対する理解を深める事が肝要である。このためには、

国が、保育所での保健業務の基準を明確に示すことが、効果的な保健業務の確立に必要であると思われる。看護職による乳児保育の補助的な業務と、保健業務の兼任といった従来の業務分担では、効果的な保健活動は困難である。

## V. 結 論

福岡市において、保育所の看護職配置率は非常に低く、また全体としてそれほど看護職の配置について必要性の認識度は高くなかった。そこには、保育士の方々のいままでの保健業務の実績に対する自負がうかがえた。しかし、否定的な意見よりも、法的な整備や財政的な裏付けがあれば、保育所保健を担う看護師配置が進んでいくことが示唆された。

## 謝辞

調査にご協力いただいた保育所の保育所長、主任保育士の皆様方に厚くお礼申しあげたい。

## 引用文献

- 1) 内閣府.平成17年版 少子化社会白書.東京：ぎょうせい, 2005.
- 2) 厚生省児童家庭局長. 特別保育事業の実施について. 1995；児発445号, 平成7年4月25日.
- 3) 厚生省児童家庭局長. 特別保育事業の実施について. 1998；児発283号, 平成10年4月8日.
- 4) 厚生省児童家庭局長. 保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について. 1998；児発第305号, 平成10年4月9日.
- 5) 上別府圭子, 多屋馨子, 門倉文子他. 保育所の環境整備に関する調査研究報告書 —保育所の人的環境としての看護師等の配置— 平成21年度. 2010；日本保育協会.  
[http://www.nippo.or.jp/research/pdfs/2009\\_05/2009\\_05.pdf](http://www.nippo.or.jp/research/pdfs/2009_05/2009_05.pdf)
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長. 保育所における質の向上のためのアクションプログラム. 2008；雇児発第0328001号, 別添4, 平成20年3月28日.
- 7) 岡本佐智子, 梅澤祥子. 埼玉県の保育所における保健職に関する実態調査. 日本健康教育学会誌 2000；7：11-18
- 8) 稲毛映子. 福島県内の保育施設における看護職の現状に関する調査—期待される役割に関する一考察—. 福島県立医科大学看護学部紀要 2007；9：25-40.
- 9) 全国保育協議会. 全国の保育所実態調査報告書. 2008.
- 10) 村上慶子, 西垣佳織, 上別府圭子. 東京都23区内の保育所における保健活動と看護職の役割に関する実態調査. 小児保健研究 2009；68：387-394.
- 11) 齋藤幸子, 高野陽, 門脇睦美. 保育所の保健活動に関する保護者の意識調査. 日本子ども家庭総合研究所紀要 2002；39：263-270.
- 12) 湯目礼子. 保育園における看護職の活動の実態と役割意識. 神奈川県立看護教育大学校看護教育研究集録 1998；448-455.
- 13) 木村留美子, 棚町裕子, 田中沙季子他. 保育園看護職者の役割に関する実態調査 (第1報). 小児保健研究 2006；65：643-649
- 14) 北澤清美. 保育園での保育士と看護師との連携. 小児看護 2008；9：1245-1254.
- 15) 長尾史英, 柄澤邦江, 塩原智子他. 看護職未設置保育所における保健業務の遂行状況と必要性の認識. 小児保健研究 2011；70：529-534.